

川西市子どもの人権オンブズパーソンについて

(1)川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の制定に至る背景と検討内容

条例制定に至る背景

1980 年代から学校内外における「いじめ」等による子どもの自殺が全国的に頻発し、大きな社会問題となっていたことを背景に、川西市教育委員会が、1994 年（平成 6 年）からその対策に関して検討・協議を行った。この検討・協議は、当時の教育委員長等からの積極的な問題提起により行われた。

川西市教育委員会による検討内容

1995（平成 7）年度

- ・教育委員会に「子どもの人権と教育検討委員会」を設置。
- ・小 6 及び中 3 を対象に実施した「子どもの実感調査」の結果、推計で 200 人以上の児童生徒が「いじめを受けたことがあり、生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。
- ・検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を教育委員会に提出、この中の 1 つに、子どもの人権を守るオンブズマン制度の創設を提起。

1997（平成 9）年度

- ・「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置、同委員会から、教育委員会の附属機関としてオンブズパーソンを設置する案が答申された。
- ・答申に基づき、教育委員会に「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置、学校教育や社会教育関係者等から意見を聴取し、条例案策定。

1998（平成 10）年度

- ・「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を 12 月議会に上程するも、オンブズパーソンを教育委員会ではなく、市長の附属機関（市長部局に設置）とする旨の修正案が議会側から出され、全会一致で可決された。

条例案修正の理由としては、教育の領域だけでなく、自治体行政の子どもの人権を尊重するまちづくりという方向性をめざし、より独立した機関とするなどの観点から、この制度の実効性を確保するには、人権行政全般を包括し、対応することが可能な「市長部局」に置くことが妥当であるとされたため。

(2)川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要

組織・人員体制**オンブズパーソン 3 名（非常勤特別職。附属機関。任期 2 年。）**

- * 大学名誉教授（発達心理学・子ども学）
- * 弁護士（少年問題・親子の法律）
- * 大学講師（教育学・保育学）

週 1 回の研究協議を開催、必要に応じて直接相談に入る。申立て案件に関する調査や調整活動、講座・講演等による啓発活動も行う。

調査相談専門員（相談員）4 名（市嘱託職員。週 4 日勤務。）

- * 教育、法律、心理、福祉、社会学に関する大学院修士課程を修了の者、あるいは学校教育法に基づく 4 年制大学を卒業の者で、子どもに関わる活動経験が 3 年以上ある者

オンブズパーソンのアシスタント。オンブズパーソンの命を受けて活動する。

子どもなどから最初に相談を受け、案件をオンブズパーソンに報告し、相談を継続していく。また、調査活動でもオンブズパーソンとともに案件を処理していく。

（1 名がチーフ相談員で、相談・調査等における関係機関との連絡調整を担当している。）

なお、相談員の採用試験（面接）にはオンブズパーソンも同席するほか、小論文問題についてもオンブズパーソンが作成しているとのこと。

調査相談専門員（専門員）8 名（自治法上の専門委員。必要時に活動。）

- * 法律、医療、学校教育、福祉等の専門家により構成。

オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動する。

事務局（行政職）1 名（再任用職員。）

オンブズパーソン及び相談員の補佐として、その機能が十分に発揮できるように努める。

平成 24 年度予算

子どもの人権オンブズパーソン事業 27,590 千円

(3) 制度の特徴

公的第三者機関と独立性

子どもに対する施策を担う市の機関から独立し、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく市長の附属機関として設置。

オンブズパーソン及び調査相談専門員は、どの部署にも属さない独立機関として位置付けられている。よって、案件に対する最終判断はオンブズパーソンが行う。また、調査相談専門員はオンブズパーソンの指揮命令系統に属する。なお、事務局業務を掌る行政職 1 名は、人権擁護課の職員として、人権擁護課の指揮命令系統に属する。

子どもに寄り添い、子どもの代弁

子どもに寄り添って話を聴くことで、子どもは自分が認められ、尊重されていると実感して、自分の力で解決に踏み出すきっかけが生まれる。オンブズパーソンは、擁護者として子どもと寄り添い、子どもの代弁者として関係する人たちと一緒に考える調整機能を持つ。

このほか、オンブズパーソンは事実調査や勧告、意見表明等を行う権限を有している。

(4) 活動内容

相談活動

相談員が電話や面接で受容的にていねいに話を聴き、子どもが相手やまわりの大人などとの対応を自ら行えるために、子どもをエンパワメントするように援助する。

調整活動

問題打開や解決に必要な場合、相談者が希望するケースにおいて関係者間の関係調整を図る活動を行う。

オンブズパーソンが子どもに関わりのある大人（教員や保護者など）に、子どもの心情を代弁し、建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってより良い人間関係が作り直されていくように関係者に働きかける。

調査活動

相談を継続するだけでは問題解決等が困難と思われる場合で、客観的な事実関係の把握のため、第三者による調査が必要と考えられるケースなどについて、子どもの擁護救済の申立てがあったとき、オンブズパーソンや相談員が関係機関に対し、聴き取りを中心とした調査を実施する。（年 2、3 件程度の実績）

また、「子どもの最善の利益」の観点から、行為の是正や制度の改善を必要とする場合などは、関係機関に対し勧告、意見表明など条例上の対処を行う。

広報・啓発活動

オンブズパーソン制度とその活動、子どもの権利条約を大切に活かしていくことなどを目的に、地域団体や市職員、民生児童委員などを対象とした講演会や研修会の講師を務めるほか、子ども同士が自由に語り合う場としての「子ども ほっとサロン」を月 1 回開催している。

(5) 相談場所

市役所 3 階「子どもの人権オンブズパーソン事務局」内の相談ルーム

- ・ 10 坪程度 (約 33 m²)
- ・ オンブズパーソン 3 名、調査相談専門員 4 名及び事務局再任用職員 1 名の机、椅子を設置
- ・ 間仕切り使用の相談室あり (長テーブル、椅子 5 脚、キャビネット)
- ・ この場所は、事務局があるところで、相談者が自由に来所して相談するというより、主に電話相談を経て面談を約束した方が来所して利用するところである。



オンブズパーソン (左奥)、調査相談専門員 (中央) 及び事務局再任用職員 (中央奥) が座るところ



間仕切り使用の相談室

子どもオンブズクラブ (川口能勢口駅前「パルティ川西」4 階)

- ・ 21.95 坪 (72.59 m²)
- ・ 子どもがくつろいだり遊んだりするためのスペースが 2 つ確保されている。
- ・ 常時開設ではなく、電話等で約束した相談を受けるときなどに事務局職員がカギを開けることにしている。
- ・ 建物の前にバス停もあり、交通の便は確保されている。
- ・ 全体は賃貸マンションで、民間業者が入居しており、マンション内は人の流れはない。



手前のスペース



奥のスペース